



平成30年12月11日
奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
平成30年10月25日（木）に開催いたしました説明会の概要を以下のとおりまとめましたので、配布いたします。

今後も定期的に説明会やお知らせをとおして、今後の取組内容をお伝えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 当日の説明内容について

(1) 右京保育園の民間移管について（向井副市長説明内容）

- 本取組については、平成28年度頃から定期的に保護者や地域への説明を実施していますが、右京保育園保護者会民営化検討委員会で実施いただいているアンケート等でのご意見を確認している中で、運営主体が変わることに対する皆様のご心配について実感しているところであります。
- 民間移管を進めていく背景には、ひとつは本市においても少子高齢化という大変厳しい状況が目の前に見えているという状況にあります。
- また、財政面においても、奈良市の市税による歳入は平成21年度では約527億円ありましたが、昨年度は約515億円と約12億円減少している状況であります。それに比べて市の社会福祉に関する歳出は約208億円から約303億円と約95億円増えています。また、問題となっている小中学校のエアコン整備についても、約35億の費用が掛かるという見込みです。
- そのような状況の中、例えば本市のごみの収集に関する業務については、半分以上は民間委託を実施し、また教育・保育の面でも特に公立幼稚園が多いことから、幼稚園・保育園の再編を進めてきたところであります。また、平成21年度から平成29年度で300人以上の職員を削減し、人件費約40億円を削減していますが、これも限界にきております。
- 本市としては、将来を担っていただく子どもたちに負担を掛けないように、行政改革を行っていますが、その中に右京保育園の民間移管も位置付けられているところであり、その取組について、ご理解をいただきたいと考えております。
- 民間移管にあたっては、保護者の皆様の不安や心配を払拭できる優良な事業者を選定する必要がありますと考えおります。そのためには、しっかりと条件を定義し、それを受入れられる事業者に応募いただき、さらに保護者代表の方にも参加いただく幼保施設運営事業者選定委員会において、よりよい事業者を選定し、その上で1年間の引継ぎ期間（移管前2～3か月は共同保育を実施）を設けて、しっかりと園運営や教育・保育の引継ぎを行い、公私連携として取組を進めていきたいと考えています。

(2) 今後の取組について（事務局説明）

① スケジュールについて

- これから具体的に右京保育園の民間移管に向けた取組を進めさせていただくこととなりますが、本年12月から移管先法人募集を実施し、その後、幼保施設運営事業者選定委員会での審議を経て平成31年3月には右京保育園の移管先法人が決定する予定となっております。
- 移管先法人決定後は平成31年度の約1年間にわたり右京保育園の運営や保育内容について引継ぎを実施し、移管前の3か月間については実際に移管先法人の保育士と市の保育士が共同保育を実施したのち、平成32年4月に公私連携幼保連携型認定こども園として開園することになります。

ます。

- 民間移管にあたっては、右京保育園の運営を引き継いでいただく優良な法人が、選定委員会の場で積極的な議論を重ねた上で決定されるようにさせていただきたいと考えております。
- 本市では、右京保育園と同様に平成32年4月の民間移管に向け、市立鶴舞こども園の移管先法人募集を実施しておりましたが、選定委員会での審議の結果、応募法人について不選定となったことから現在再公募に向けて取組を実施しております。この結果については民間移管ありきではなく、選定委員会の場において積極的な議論がなされ法人選定を行った結果であり、それは右京保育園の民間移管にあたっても妥協なく優良な法人が選定されるものと考えております。
- 今回の説明会開催案内に添付しておりました用紙にて、保護者の皆様から意見募集を実施させていただきました。また、右京保育園民営化検討委員会において実施いただいたアンケートの中でも多数のご意見、ご要望をいただいておりますので、併せて募集要項に反映させていただきたいと考えております。

② 今まで多くいただいていた質問への回答

- 民営移管することのメリット・デメリットについて今までのご質問をいただいておりますので、他自治体の事例を交えて説明させていただきます。
- メリットについて、一つめは「常勤看護師の配置や延長保育時間の拡充」が期待される点。二つめは「民間移管による定員の拡充や、民間移管により生まれた人材の活用による待機児童解消」が期待される点。三つめは、「日々変化する教育・保育ニーズに対して、迅速な意思決定による柔軟で迅速な対応」が期待される点。四つめは、「民間移管による市の財政負担の軽減、移管先法人による施設整備の実施による市の財政面での負担軽減」が期待される点が挙げられます。また、例えば給食に主食を提供していない自治体であれば主食の提供等民間移管によって求められるメリットは、自治体により様々です。
- デメリットについては、「園職員が入れ替わってしまうことにより園児や保護者に環境の変化が起こること」が挙げられます。なお、他自治体においても、その影響を最小限にするため引継ぎ保育を実施しております。

2 説明会時にいただいたご質問等について

Q1 少子化や市の財政状況から民間移管するとのことですが、なぜ右京保育園と鶴舞こども園だけが民間移管の対象となるのでしょうか。たった1回の園生活がモデルケースとされることに納得がいきません。

A1 右京保育園につきましては待機児童が発生していることや、民間事業者が参入しやすい立地条件等から、民間移管の対象園として公表させていただきました。今後も方針決定している園だけではなく、本市の厳しい財政状況を鑑み民間移管の取組を進めさせていただく予定ですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

Q2 保護者の意見を法人募集要項に「反映」するとのことですが、この要望事項等は何のような役割を果たすものなのでしょうか。

A2 保護者からいただいた民間移管後も大切にしてほしい事項や新たに期待や希望されること等についての意見を、募集要項に添付することで、応募事業者に対して保護者が望んでいることを伝えさせていただきます。
また、いただいた意見を基に応募事業者が民間移管にあたっての保育、施設等に関する提案をいただき、その内容を選定委員会において審査事項とさせていただくこととなります。

Q3 引継ぎ期間の共同保育について1年間かけて行うものと思っておりましたが、共同保育については3か月間とのことですが、今まで思っていた内容とかけ離れています。

A3 園運営や保育の引継ぎにつきましては、以前の説明会においても説明させていただいておりましたが、移管当初園長や副園長、主幹保育教諭予定者は、月数回、施設運営全般や園行事（入園式や運動会等）への参加、地域との交流等についての引継ぎを行うこととなります。その後移管前の3か月は実際に移管先法人の保育士と市の保育士が共同保育を実施します。この共同保育の期間につきましては、他自治体の検証結果、また市のこども園推進課から、あまり長い期間共同保育を実施することにより、園児や保育士にも負担が生じる恐れがあるとの見解を得ています。また、移管先法人においても保育士の採用等の体制を整えていただく必要があることから、移管前の3か月を共同保育期間としています。また移管後も2～3か月間は引き続き市の保育士を派遣し、共同保育を行います。

Q4 先行してこども園化を行っている他園の状況から、こども園化することのメリットやデメリットを教えてください。また、こども園化に伴う保育士の業務量の増加に対する対応策について教えてください。

A4 本市の認定こども園移行に関してメリット・デメリットについて説明させていただきますと、メリットについて、一つめは「3歳児からは、保護者の就労の有無に関わらず通園することができる点」、二つめは「1号認定利用園児において3歳児から通園できる3年保育の実施や給食の提供、一時預かりの実施」、三つめは「年齢別での実施や回数の増加など子育て支援のさらなる充実」が挙げられます。デメリットについては、「生活時間が違う1号認定利用と2号認定利用の園児が同じ環境で生活することになりますので、移行当初には環境の変化が起こる」ということが挙げられます。これについては、昼食後から午睡する園児と降園する園児のクラスを別々に分けることで、今までと午睡の時間がずれたり、保護者のお迎えの時間の違いで園児たちが寂しい思いをしないような工夫をしています。また、「保護者においても就労形態の違う保護者が保護者組織を形成することになりますので、お互いが手を携え運営できる仕組みを構築する」とうことも必要となります。保護者組織については、再編を伴う場合は幼稚園・保育園の保護者同士が協議し合い、試行錯誤していただいておりますが、右京保育園の民間移管にあたっては、基本的に現在の運営内容を引き継いでいただくことを考えております。また、こども園に移行することによっての保育士の業務については、9～14時の間はクラス担任が、その他の時間は長時間の担当が保育を行っています。クラス担任は14時以降にその日の振り返りや今後の計画等を策定していく時間となっており、役割分担により保育の質の向上に取り組んでいます。

Q5 鶴舞こども園の移管先法人の再募集に際して、どのような部分の見直しを行ったのでしょうか。

A5 鶴舞こども園の再募集に当たっては、民間移管に関する法人説明会に参加いただきましたが、実際には応募いただけなかった法人からその理由についてヒアリングを行い、募集要項において移管条件等の見直しを行いました。主な変更点は定員数（前回公募時から1号認定利用の定員を減らし、2・3号認定利用の定員を増やすことで定員数のバランスを調整）や、公私連携として法に基づいて締結する協定の期間を6年から20年へ変更したこと、また、移管条件を遵守し、鶴舞こども園の教育・保育を引継ぐことを基本としつつ、更に鶴舞こども園を発展する目的であれば、法人の特色ある機能について、創意工夫のある提案を可能とした点等の見直しを行っております。

Q6 今までの説明の中では、民間移管まで十分に余裕を持って進めているとの内容であったが、鶴舞こども園で示されたスケジュールと今回のスケジュールを比べると、とてもタイトなものとなっており、スケジュールそのものに無理があるのではないのでしょうか。

A6 法人募集期間については、鶴舞こども園での募集期間と比べると短くなっていますが、鶴舞こども園では0～2歳児の受入れをするため増築等の大規模な施設整備が必要となり、その施設整備設計等の検討期間が必要となるため一定の検討期間を設けていました。一方右京保育園においては現状の施設そのままの移管となりますので施設整備設計等の検討期間が必要ないことから、その期間を短縮しております。また、引継ぎ計画については、その内容の大部分が移管元の市が作成する内容となりますので、他自治体での内容を参考として、法人募集と並行して作成を行い、移管先法人が決定すれば、早期にその内容を確定できるように準備を進めていきます。もちろん法人選定の時間をより確保できるよう事務的な事項については、事務局側が努力させていただくこととなりますが、現時点ではスケジュールどおりに進めれば、平成31年3月には移管先法人を決定することは可能であると考えております。

Q7 現在の右京保育園の園運営は、担任の先生だけでなく園全体でサポートしていただいているように感じていますが、こども園化によって時間で区切られた担任制となることで、子どもたちへの影響が心配です。

A7 公立園においては、担任の先生及び加配の先生方が協力してクラスの運営を担っております。こども園移行後は、0～2歳児クラスでは担任がクラス運営を行い、3～5歳児クラスでも担任を中心に教育・保育を行っていきますが、同時に長時間担当など専門性を持った役割の保育教諭も担任と連絡をとりながら、一人一人の子どもたちの状況に応じた教育・保育の内容やその展開について工夫をして保育を進めております。担任、長時間担当、加配の先生方が協力してクラス運営を行い、さらに園全体で子どもの育ちを支えていくことは、こども園移行後も変わることはありません。また、民間移管後も、奈良市立こども園カリキュラムに則った教育・保育を提供していくこととなります。

Q8 地域それぞれに公立園があり、地域や小学校との関わりのなかで安定した保育が実施されることに大きな意味が存在していると思うが、民間移管等により地域によって公立園の有無の差ができることについてどう考えているのか。

A8 教育・保育については、地域や小学校等との連携により行っていくことも必要な要素であると考えていますが、公立だけがその役割を担っているということではないと考えています。以前より公立幼稚園・保育園が整備されていない地域もあり、そういった地域においては特に私立園がその役割を担っていただいている状況です。現在奈良市には市立15園、私立11園のこども園がありますが、公私ともに、よりよい教育・保育環境の実現に向けて手を携えてきた歴史があります。今回公私連携という形態での民間移管を行うことについては、今まで右京保育園が担ってきた役割については変わりなく引き継いでいただくこととなりますので、公私の違いはありますが、提供していく教育・保育に違いはないと考えています。

右京保育園の民営化に反対します。理由は2つです。まず、奈良市が財政面の理由により民営化推進を謳っていることに疑義があること、もう1つは、公立保育所の存続・整備・拡充こそが、自治体の義務であり、こどもの権利を保障するものだと考えるからです。

公立保育所を民営化する「理由として」、今、全国的に多用されているのが「公立保育所の運営費・施設整備費への国の補助金が“一般財源化”によってなくなったが、私立保育所への国及び都道府県の財政負担は存続しているから」ということです。現に、奈良市の説明会の答弁および先日保護者向けに配布された説明会だよりも、「国の制度では、市立園はすべて市税による運営となるのに対し、私立園は、施設整備費や運営費の4分の3が、国・県から補助されることになっています」という文言が明記されていました。結論を先に言えば、この「理由」は正確さに欠けると思われます。理由は以下の通りです。

以前は公立保育園の運営費として、その50%については国から支出されていた国庫補助負担金がありました。これは、保育のために支出され、それ以外の用途には使えない特定財源でした。しかし、2004年にこの国庫負担金は廃止され、一般財源化された地方交付税として交付されています。一般財源は、地方の裁量で使い途を決定できる財源です。ただこれは、公立保育園運営のための国からの補助がまったくなくなったことを意味するものではありません。現に、過去の国会答弁の中に、「地方交付税の算定に当たって、従来の国庫負担金分も含めた地方負担の全額について基準財政需要額に適切に措置されるよう、各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っている」という説明が、政府によってなされています（第189回国会の参議院総務委員会（2015年3月24日）における吉良よし子参議院議員の質問に対する高市早苗大臣（当時）の答弁）。つまり、国庫補助金の一般財源化による影響が出ないように、予算を補正し、各自治体に配分している、というものです。これについての奈良市の見解はいかがなものでしょうか。また、奈良市独自に公立園運営のための財源確保についてはどのような努力をされているのでしょうか。

Q9 一方、私立保育園の国からの補助は従来通りであるため、見かけ上、公立保育園より私立園のほうが潤沢である、というふうに見えます。仮に、本当に公立園運営に際する国からの財政支援がなくなった、というのなら、先ほどの政府の答弁を覆すだけの有効な根拠を提示してください。奈良市は、保育にかかる財源のことをもっと丁寧に、正確に保護者に説明する義務があります。

2つめは、公立園であることの意義です。

児童福祉法第1条で「すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その心身の健やかな成長及び発達（中略）を等しく保障される権利を有する」と定められています。国や自治体は、この規範をもとに政策を行うべきです。

公立保育園の民営化は、保育の市場化を意味し、保護者は消費者と化します。保護者が私人と契約する教育・保育の費用の一部を認定・支給することだけが市町村の仕事でしょうか。これは自治体の公的責任の後退を意味するのではないのでしょうか。子どもの育ちと子育てに必要な教育・保育が、保護者らの自己責任で市場から選択するシステムになれば、様々な障害により丁寧な支援が求められる子どもたち、家庭的に配慮が必要な子どもたち、言葉の壁による情報弱者の外国人の子どもその父母らに、十分にかつ平等に確保されなくなる恐れがあります。

最後に、右京保育園は「公の施設」（地方自治法第244条）です。現在利用している子どもだけでなく、未来の「住民の財産」であります。私たちは利用者であり主権者でもありません。公立園の廃止は市町村長の一存で決められないはずで、保護者は主権者として保育所の運営等に係る意見を述べることができ、現在、議会のほうでは、公立園としての存続を求める請願も出されています。保護者へのアンケートでも、民営化に反対、の声が多数を占めています。このような状況下での迅速な民営化には反対です。市長は、このことについてどのように認識されているのでしょうか（市長代理であられる副市長様、お答えください）。どうか、丁寧な誠意ある対応をお願いします。

A9 国庫負担金の一般財源化についてですが、平成16年度から18年度までのいわゆる三位一体の改革では、国庫補助負担金の一般財源化については、税率変更による所得税から個人住民税への税源移譲と併せて行われたため、一般財源化するかわり地方交付税による措置という解釈にはやや事実誤認があります。ただし、ご指摘の総務大臣答弁にもあるように、国庫補助負担金が削減され一般財源化された当然の帰結として、一般財源ベースとして捕捉される基準財政需要額の算定に影響することは、そのとおりであります。一方で、税源移譲された額についても基準財政収入額の算定に反映されることによって、個別団体の普通交付税の算定が行われるものです。このうえで、基準財政需要額の算定においては、「社会福祉費」において、公立保育所措置人員による密度補正のほか、各団体の実態に応じた算定が行われているため、各団体の

実事業費と基準財政需要額の差異については当然存在するものの、実態に応じた算定がされているため、理論上は、一般財源化による影響が基準財政需要額の算定を通じて、普通交付税措置がなされ、地方財政措置がなされていることはそのとおりです。

上述したように、一般財源化は税源移譲により対応され、結果として地方交付税措置がなされています。

しかしながら、市全体をみれば少子高齢化が進み、税収の大幅な増加は見込まれない状況や、医療・介護・福祉サービスといった増加傾向にある社会保障費、また多様化する行政サービスへの対応など、本市の財政は厳しい状況であります。

こうした状況下において、公立園また私立も含めた保育所等の運営については、行政全般の施策の選択と集中を徹底するとともに行財政改革の推進を図り財源確保に努めているところです。こうした中で限られた財源で多様化する行政サービスを維持する手法の一つとして、民間による効率的な経営や保育の受け皿拡大を図るために、民営化も推進しているところでもあります。

保育に関する自治体の公的責任についてですが、自治体の保育実施義務に関しては、児童福祉法第24条第1項及び第2項において明示されているところでありますが、提供する保育の形態について、公立・私立を問うものではありません。本市としては、指導監査の実施や、市主催の園長会・研修において私立園の職員も参加等、市全体での教育・保育の質の確保・向上に努めているところあり、実際本市において、平成30年4月現在では、私立保育所、こども園、地域型保育事業所が36園運営されており、3,900人以上の2・3号認定利用の子どもに対して保育が実施（2、3号認定利用園児の約60%）され、本市の保育施策に大きく貢献いただいております。

また、公立・私立、幼稚園、保育園、こども園、地域型保育事業所等の多様な選択肢を整備することが市場化を意味するものではなく、教育・保育の質を担保した上で、多様な選択肢を用意し子ども一人一人にあった園を選択いただける体制を整備していくことが自治体の役割であるとも考えております。

また、民間移管は公立園が担ってきた役割を失くすということではありません。厳しい財政状況等から民間移管の取組みを進めさせていただくこととなりますが、法律に規定された公私連携という形で民間移管することにより、今まで右京保育園が担っていた役割を引き続き民間移管後も実施していただくこととしております。

なお、児童福祉法の規範に則り施策を進めていくことは法的に位置づけられているものであります。本市においては、例えば新たに児童相談所の設置準備も進めていることから、市全体で、子どもにやさしいまちづくりを目指して取組を進めていきたいと考えております。

最後に公立園の廃止には、議会の議決が必要であり市町村長の一存で決められないことは、ご指摘のとおりであります。本取組については、市民代表として選ばれた市議会議員に対しても定例の市議会や委員会等において説明を行い、積極的に議論いただいている状況であります。平成29年9月26日付で奈良市議会議長に対して提出されていましたが、「幼保再編計画における右京保育園民営化計画凍結を求める請願書」については、平成30年11月12日付の厚生消防委員会において、不採択になりました。今後この結果をもって、12月定例会での採決となりますが、本取組について一定の理解を得られたと考えており、将来にわたり、よりよい教育・保育環境を提供していくため、計画通り平成32年4月の民間移管による公私連携幼保連携型認定こども園への移行に向け取組を進めていきたいと考えておりますので、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

右京保育園の民間移管に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)

(担当) 山本 ・ 北野 ・ 高野

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000/1366066836>

